

予防策は とてもシンプル!



6ページの身近な実話、いかがでしたか?
これはドラマでも、たとえ話でもありません。
本当にあった話です。
でも、この4例には、「予防策」のヒントがあります。予防策はそれほど多くはなく、とてもシンプルです。



- ①誰かに相談 (一人で判断しない)
- ②急かされる話には要注意 (命に関わること以外で急ぐことは、多くない)
- ③お金、キャッシュカードに関わる話に即対応しない (依頼者の役職などを確認)
- ④クーリング・オフを適用する (店舗や通信販売で買った商品はクーリング・オフの対象外)

※店員の説明に不備がある場合、返品についての明記がある場合は交渉の余地あり。

特に①と②が、今の段階では最善の策ではないでしょうか。多くの人が関わると、被害を防ぐ可能性が高くなります。

対応中に自身が気付いて、「無視する」「自分でなんとかしなさいと説教をする」「趣味や職業などを訪ねる」「内容を間違えないように録音をする、と相手に言う」などで対応した例もあります。この他、金融機関の職員や周りの人が気付いて難を逃れたというニュースも聞きます。

いずれにしても、事前にご家族で話し合いをしておくことはとても重要です。

クーリング・オフ

訪問販売などで購入した後、一定期間であれば契約を解除できる制度です。強引な勧誘を受けた場合などは、すぐに利用しましょう。クーリング・オフが利用できる期間(8日または20日)を経過した場合であっても、解約できる場合があるので、諦めずに消費者センター(全国約800カ所)、警察に相談しましょう。

消費者 ホットライン 188番

消費者トラブルで困った時は、全国どこからでもつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。相談は、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則毎日受け付けてくれます。
●平日:午前9時～午後5時 / 土日、祝日:午前10時～午後4時(相談窓口によって受付時間が異なります)
●近くの消費生活センターや市区町村の消費生活相談窓口につながります。

国民生活センターの 「平日バックアップ 相談」

万が一、消費者ホットライン「188」に電話をして、消費生活センターなどにつながらない場合、「平日バックアップ相談」へ。
☎03-3446-1623 受付時間は、平日の午前10時～正午、午後1時～4時です。

警察相談専用窓口 #9110

オレオレ詐欺や悪質商法はもちろんのこと、その他、ストーカーやDVなど、警察へ相談したいことがあれば、「#9110」をご利用ください。全国どこからでも、地域の警察本部などの相談窓口につながります。緊急の事件・事故などの場合は「110番」、緊急ではない場合が「#9110」です。

コラム 「送り付け商法」の対応

まったく身に覚えのない商品が届いた場合も、まずは、「落ち着くこと」です。



- 事前^に事業者から連絡や勧誘がない → ●売買契約は成立していないので、支払う必要も、事業者^に連絡する必要もない。
●商品送付日から14日経過した時は、商品を自由に処分しても良い。
- 申し込みなどをした場合 → ●商品が届いて契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ。
●書面を受け取っていないければ、いつでもクーリング・オフ

いずれにしても、自分で考えないで「188」などに相談!

まとめ

毎日、「普通」に暮らしているつもりでも、私たちはたくさんの消費者トラブルと隣り合わせです。「オレオレ」と言ってお金をだまし取る詐欺が横行し始めたのが2000年ごろ。もう20年以上もたつのに衰退するどころか、詐欺の手口は年々巧妙になり、手法を変えて忍び寄ってきます。

でも、冷静に考えてみると、これらの犯罪の共通点が見えてきます。犯罪者は、私たちの心の「すき間」にすっと入ってきて、途端に慌てさせ、すぐに判断能力を遮断するという点です。

この一連の流れの中に、別の何か、あるいは誰かが入ってくると、退散します。

決してひとごとではありません。この特集を機会に、ご家族やご近所、親しい人たちと予防策について考えておきましょう。

身近な犯罪の被害に遭わないために、身近な人たちとタッグを組みましょう!

(参考/消費者庁HP、政府広報オンラインHP、警視庁-SOS47特殊詐欺対策ページHP)

MOGMOG編集委員の身近にあった

詐欺・悪質商法、本当の話

MOGMOG制作の編集会議で特集内容を打ち合わせした際に、約10人のメンバーから「そう言えば」という話が次々と出てきました。これは、意外と皆さんの身近にも「そう言えば」があるかもしれない……今回は編集委員の「身近な実話」をご紹介しますことで、巧妙な詐欺・悪質商法から「自分を守る」きっかけになればと思います。

実話①

還付金が出ますから、早く銀行で手続きをしてください



ある土曜日、近所の84歳の一人暮らしの女性の家に、役所の職員を名乗る男性から電話がありました。「還付金返金があるから」と急かされ、慌てて銀行に行ったそうです。土曜日で窓口は閉まっているので、ATMへ…今思えば、それも相手の思うつぼ。

ただ、言われた通りに手続きをしたつもりがうまくいかず、その場にいた警備員に話をすると、「詐欺ではないか」と言われ警察署へ連絡。おかげで未遂に終わりましたが、その後、離れて住むお嬢さんにひどく叱られたそうです。



実話②

パソコンの画面に「警告」表示!



2世帯住宅にご家族と暮らす70歳代の男性の体験です。パソコンを使用していると、突然、「警告」の文字が画面いっぱいに表示されたので、急いで表示の連絡先に電話をすると「パソコンがウイルスに感染しています。緊急事態なので、すぐに電子マネーでお支払いを」と言われました。たまたま家にいた息子に話すと、詐欺の手口だと言われ、すぐに電話を切りました。

「一人だったら従っていた、思い出だけでぞっとする」と言っていました。突然の警告画面に、冷静な判断ができなくなるという心理をついた手口です。

実話③

家族を装い、「大事な書類をなくしたので、明日までに100万円用意してほしい」

いとこ(50歳代の主婦)の家に、男性から電話があり「お客様の保険書類を失くして困っている。明日までに100万円が必要」と言われ、思わず「○○?」と弟の名前を言うと「そうだ」との返事。事実、弟は保険会社勤務で、声も似ていたそうです。

弟を助けたい一心で、「明日まで待つ」と電話を切った後、近所に住む妹に相談。「急に用意できない」と言われたので自分の貯金から出すことに…。翌日、再び男性からの電話で、「妹に相談したんだけど…」と言うと「この話をしたの?」と言われ、電話は切れしました。後で弟に「大丈夫だった?」と電話をすると、「何?俺、電話してないよ!」と言われ、オレオレ詐欺だったと分かりました。

第三者に話したことで難を逃れましたが、もう少しで騙される所でした。



実話④

高麗人参を買えば、健康になり家族の運氣も良くなります



同居の祖父母の部屋に、帰宅した母が見慣れない大きな壺を発見。不審に思って尋ねると、「訪ねてきた知り合いにもらった」と答えました。

土産にしては違和感があったので、さらに追求すると、昼間、男女二人が訪ねてきて、「高麗人参を買えば健康になり、家族の運氣も良くなる。今買えば幸運の壺も付けると言われた」と祖父母が答えたそうです。高麗人参は、何と60万円! 彼らは祖父と郵便局へ行って預金を引き出させました。

驚いた母は、近所に住む兄に相談、「自宅で契約した場合は、クーリングオフで8日以内なら解約できる」と聞き、領収書の連絡先に電話。翌日、説明に来るので、叔父も同席して交渉した結果、無事に解約でき、返金されました。高麗人参と気持ちの悪い壺も持ち帰らせました。

領収書の連絡先がデタラメだったらと思うと、ぞっとします。